

容り法の実績を定量的に検証する

容器包装リサイクル法（以下、容り法）は、1995年6月に制定され、1997年4月から5品目、2000年4月からさらに3品目の分別収集・再商品化が実施されています。

容り法の実施から20年が経過したところで、容り法の実績を定量データによって検証してみました。分析対象は、生活系ごみ（自治体が家庭から収集するごみ・資源物）です。

容り法の実績

下表の容り法の実績を見ると、以下のようになっています。

1. 容器包装ごみの排出量は、容り法実施前に比べて28%減少したが、生活系ごみ全体も18%減少しており、それを上回る減少分（10ポイント）を容り法による効果と見なすと、容り法は容器包装ごみの発生抑制にはあまり貢献していない。
2. 容器包装ごみの再商品化率は、43%まで上昇したものの、近年は停滞している。
3. 一方、一般廃棄物の最終処分量は、20年で69%減少しており、容器包装ごみの再商品化は、容り法制定の狙いだった最終処分量

の削減による最終処分場の延命に一定の貢献をしている。

1、2に見られるような容り法の行き詰まりを直視し、容り法を抜本的に見直す必要があります。

容り法の問題点

容り法では、収集は自治体、再商品化は生産者が分担する仕組みになっています。リサイクル費用のうち、86%を占める収集費用は自治体が負担し、生産者の負担は再商品化費用に限られ、14%に過ぎません。

このため、生産者に対してリサイクル費用を低減しようとするインセンティブが働かず、無駄な容器包装の削減や繰り返し使える容器の使用やリサイクルしやすい製品設計がなかなか進みません。

また、自治体には収集費用の負担が重くのしかかり、容器包装ごみの中で排出量が最も多いプラスチック製容器包装をすべて収集している自治体（白色トレイのみ収集している自治体を除く）の割合は、全自治体の2/3にとどまっています。

3Rを促進するためには、上位法である循環型社会形成推進基本法の拡大生産者責任の原則に則り、容り法を、生産者が収集費用も負担し、製品価格に上乗せする仕組みに変える必要があります。

	1995年度	2000年度	2005年度	2009年度	2015年度
①生活系ごみ排出量（千t） （1995年度比）	34,666 (100.0)	34,079 (98.3)	33,475 (96.6)	30,182 (87.1)	28,541 (82.3)
②容器包装ごみ湿重量比（%）	25.0	23.7	22.3	23.3	22.0
③容器包装ごみ排出量（千t） （1995年度比）	8,667 (100.0)	8,077 (93.2)	7,465 (86.1)	7,032 (81.1)	6,279 (72.4)
④容器包装ごみ再商品化量（千t）	—	1,995	2,645	2,760	2,678
⑤容器包装ごみ再商品化率（%）	—	24.7	35.4	39.2	42.6
⑥一般廃棄物の最終処分量（千t） （1995年度比）	13,602 (100.0)	10,514 (77.3)	7,328 (53.9)	5,072 (37.3)	4,165 (30.6)

※1. 資料：①、⑥は環境省『日本の廃棄物処理』、②は環境省『容器包装廃棄物の使用・排出実態調査』、

④は環境省『市町村の分別収集及び再商品化の実績』。それ以外はこれらを基に筆者が算出。

※2. 5年おきの時系列データとして2010年度ではなく2009年度を用いたのは、2010年度の容器包装ごみ湿重量比が異常値のため。